

2015年1月16日

インドネシアの民間対外借入規制における適格格付機関に認定

株式会社日本格付研究所（JCR）は、インドネシアの中央銀行にあたる Bank Indonesia（BI）より、「銀行を除く企業の対外借入管理にかかるブルーデンス原則の適用にかかる BI 規制（Bank Indonesia Regulation on Application of Prudence Principle in Non-bank Corporate External-debt Management）」で規定された 16 年 1 月以降の格付取得義務にかかる適格格付機関に認定されました。この結果、JCR の “BB-” 以上の格付を有するインドネシアに所在する企業（外資系企業子会社を含む）は、自動的に同規制を充足することとなります。また、JCR の “BB-” 以上の格付を有する企業のインドネシアでの子会社は、親会社からの借入または親会社が保証する対外借入を行う際に、同規制を充足することとなります。詳細はホームページ「お知らせ」をご参照ください。

JCR は、発行体の 6 割以上をカバーする日本を代表する格付機関として、様々な国の格付機関規制を遵守し「適格格付機関」に認定されることで、海外でも JCR 格付を可能な限りそのまま活用できるようにする努力を続けています。具体的には、日本やインドネシア以外にも、米国（NRSRO）、欧州連合（格付会社規制上の証明格付機関）、香港（適格格付機関（ECAI））、タイ（外国法の下で設立された適格格付機関）の当局より認定されています。JCR は引き続き、日本企業の海外でのニーズに応えるための地道な取り組みを続けていきます。詳細は「規制関連情報」（<http://www.jcr.co.jp/service/company/regu/>）をご参照ください。

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル